

〔平14.5.21〕
〔基礎小15-3〕

地方税関係資料

目 次

・ 地方税制を取り巻く現状と課題	1
・ 「地方分権時代」にふさわしい地方税制の構築	2
・ 道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成12年度決算額）	3
・ 国・地方の財源配分（平成12年度）	4
・ 地方税収計、個人住民税、法人事業税、地方消費税及び固定資産税の 人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成12年度）	5
・ 地方たばこ税、自動車税及び軽油引取税（目的税）の人口1人当たり 税収額の指数（全国平均を100とした場合、平成12年度）	6
・ 地方分権一括法による課税自主権の尊重	7
・ 法定外税の状況（平成14年4月1日現在）	8
・ わが国税制の現状と課題（抄）－21世紀に向けた国民の参加と選択－	9
・ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針	10
・ 改革工程表（抜粋）	11
・ 平成14年度の税制改正に関する答申（抜粋）	12
・ 構造改革と経済財政の中期展望（抜粋）	13
・ 地方財政の果たす役割	14
・ 地方財政計画の歳出の分析	15
・ 地方財政のウェートの国際比較	16
・ 地方財政の現状	17
・ 地方財政の財源不足の状況	18
・ 地方財政の借入金残高の状況	19
・ 平成14年度地方財政計画における歳出の見直し	20
・ 事業費補正の見直しについて	21
・ 段階補正の見直しについて	22
・ 地方公務員数の状況	23
・ 地方公務員の給与水準	24
・ 市町村合併	25

地方税制を取り巻く現状と課題

1. 地方の歳出規模と地方税収入の乖離

租税収入・・・国 60.2%：地方 39.8% $\div$ 3：2

最終支出・・・国 36.4%：地方 63.6% $\div$ 2：3

(※平成7年度から平成11年度までの5年平均)

(参考：歳入総額に占める地方税の割合も低下)

昭和54年度 32.5% $\longrightarrow$ 平成元年度 42.6% $\longrightarrow$ 平成11年度 33.7%

2. 地方税における応益性の空洞化

○個人住民税所得割(負担分任の性格)

就業者のうち5人に1人が非納税義務者

○法人事業税(行政サービスとの受益関係に着目)

約7割の法人が税負担なし

3. 都道府県税収は極めて不安定。市町村税収は安定しているものの基幹税目の固定資産税が初の減少。

○個人住民税(都道府県・市町村の基幹税目)

平成3年度 11.3兆円 $\rightarrow$ 平成11年度 9.1兆円

○法人2税(都道府県の基幹税目)

平成3年度 7.4兆円 $\rightarrow$ 平成11年度 4.5兆円

○固定資産税(市町村の基幹税目)

	11決算	12決算見込み	
全体	9.3兆円	9.0兆円	▲3.0%
うち東京都23区・商業地等分	4,420億円	4,150億円	▲6.1%

4. 地方税における税収の偏在

○東京都を100とした場合の税収(人口1人当たり税収、平成11年度)

	東京	大阪	茨城	岡山	沖縄	鳥取
地方消費税	100	86.8	71.3	71.3	52.7	77.5
個人住民税	100	65.9	53.7	48.8	31.1	43.3
法人2税	100	55.1	33.8	32.9	21.4	32.9

「地方分権時代」にふさわしい地方税制の構築

地方税の目指すべき方向は、① 応益、② 広く薄く、③ 安定。

地方税を取り巻く現状と課題

1. 地方の歳出規模と地方税収入の乖離。
2. 地方税における応益性の空洞化。
3. 都道府県税収は極めて不安定。市町村税収は安定しているものの基幹税目の固定資産税が初の減少。
4. 地方税における税収の偏在。

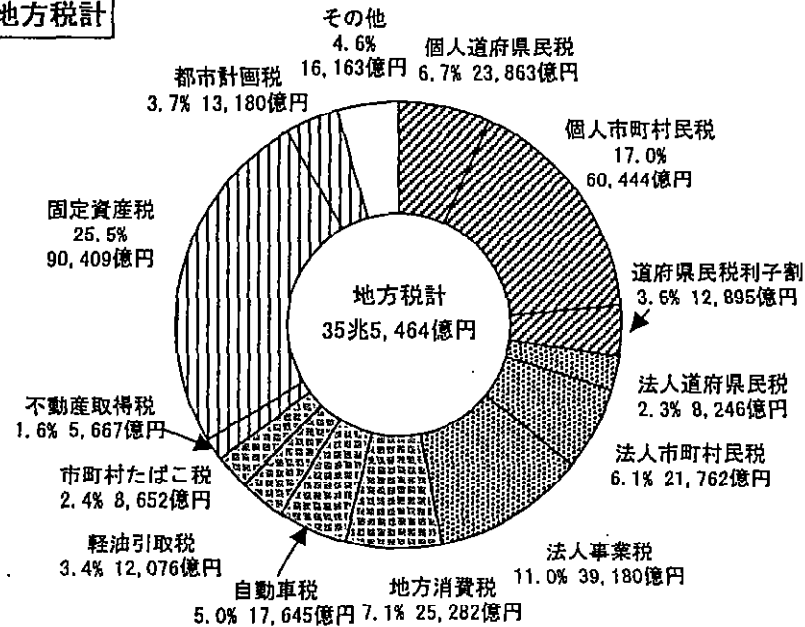
～課題に対する対応～

- (1) 国からの税源移譲等により、国税と地方税の比率を1対1にすることを指向。その場合には、税源の偏在が少ない個人住民税、地方消費税を拡充。
- (2) 個人住民税における諸控除の見直し・検討。法人事業税への外形標準課税の導入。
- (3) 固定資産税の安定的確保。

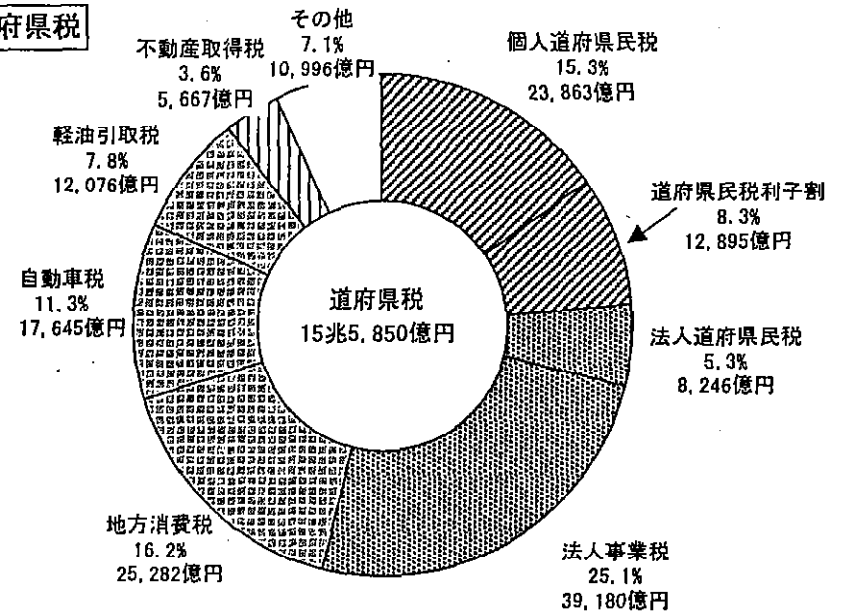
- (1) 住民による税の使途に対するチェック機能が向上。
- (2) 地方が自らの選択と財源で施策を実施することが可能となり、地域経済の活性化にも資するもの。

道府県税及び市町村税の税収の構成比（平成12年度決算額）

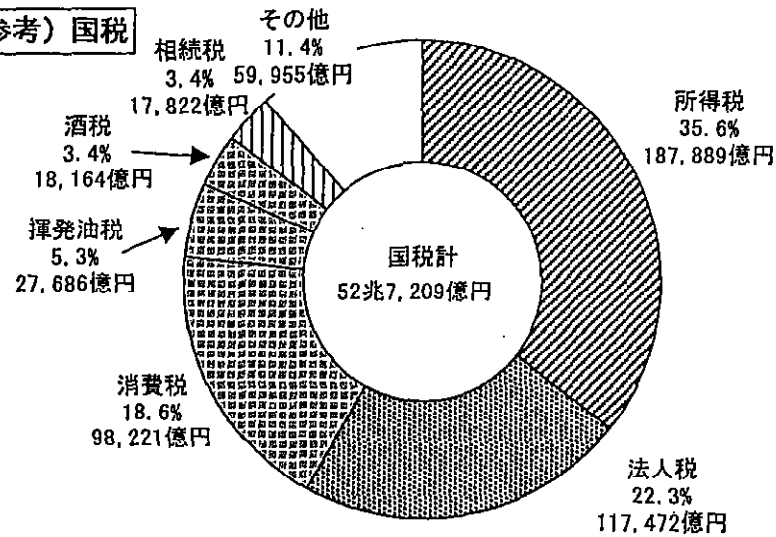
地方税計



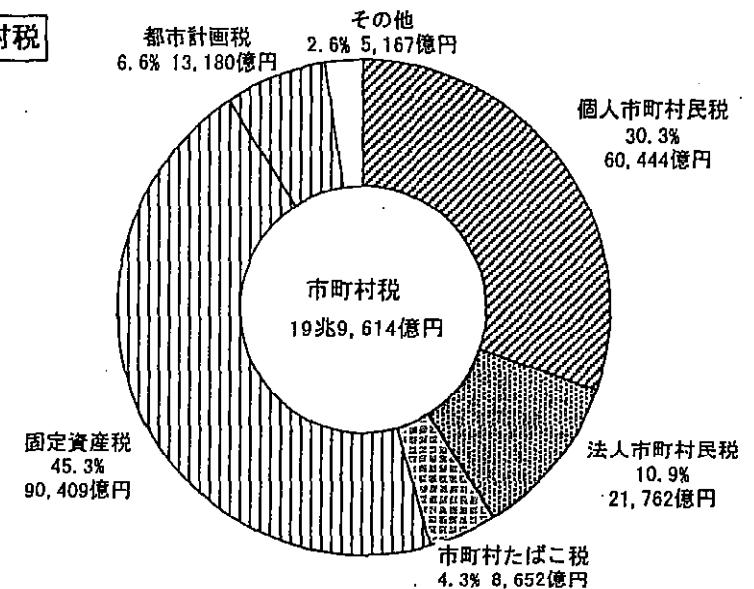
道府県税



(参考) 国税

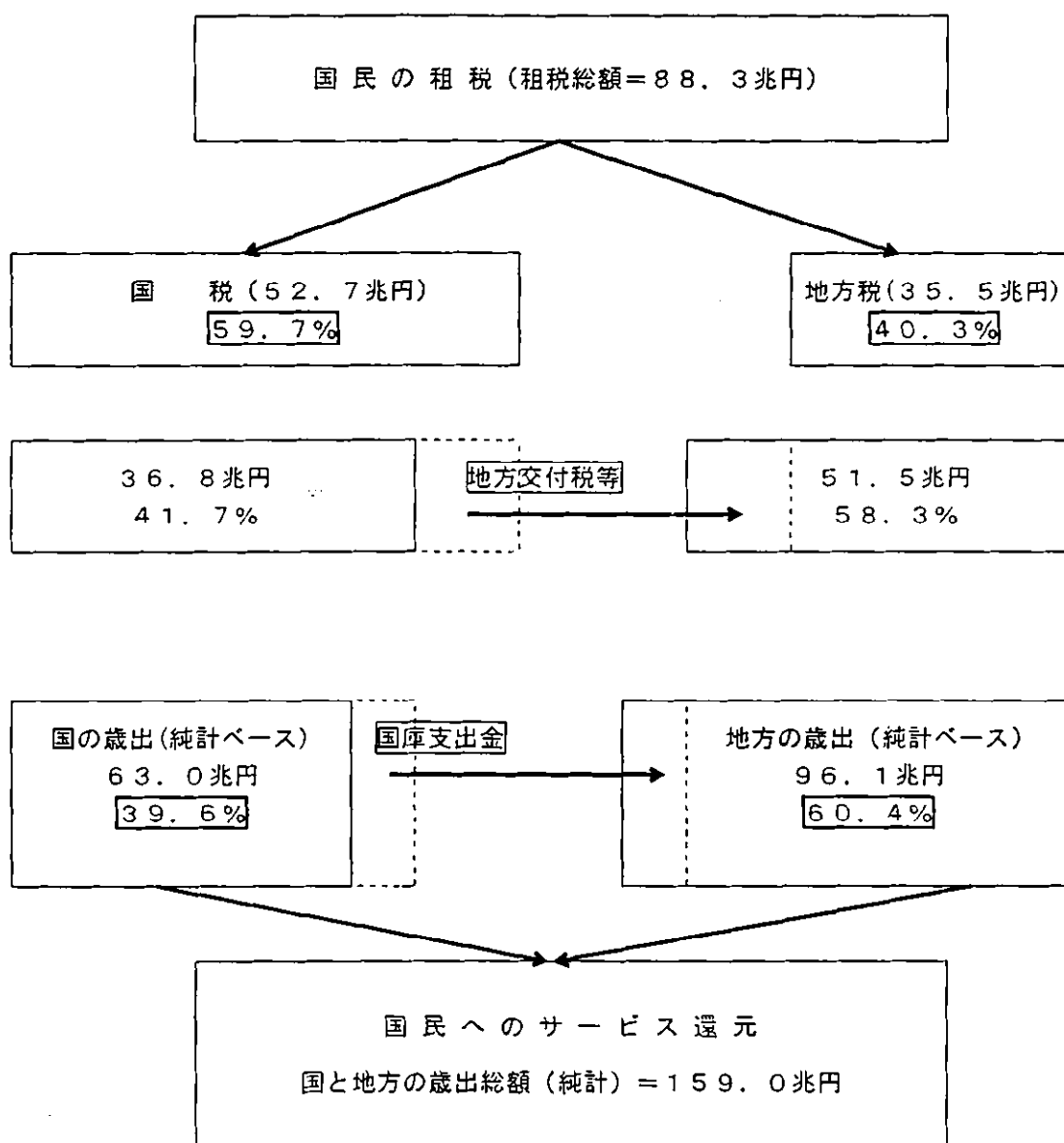


市町村税



(注) 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。

国・地方の財源配分（平成12年度）



地方歳出に占める地方税収入の割合

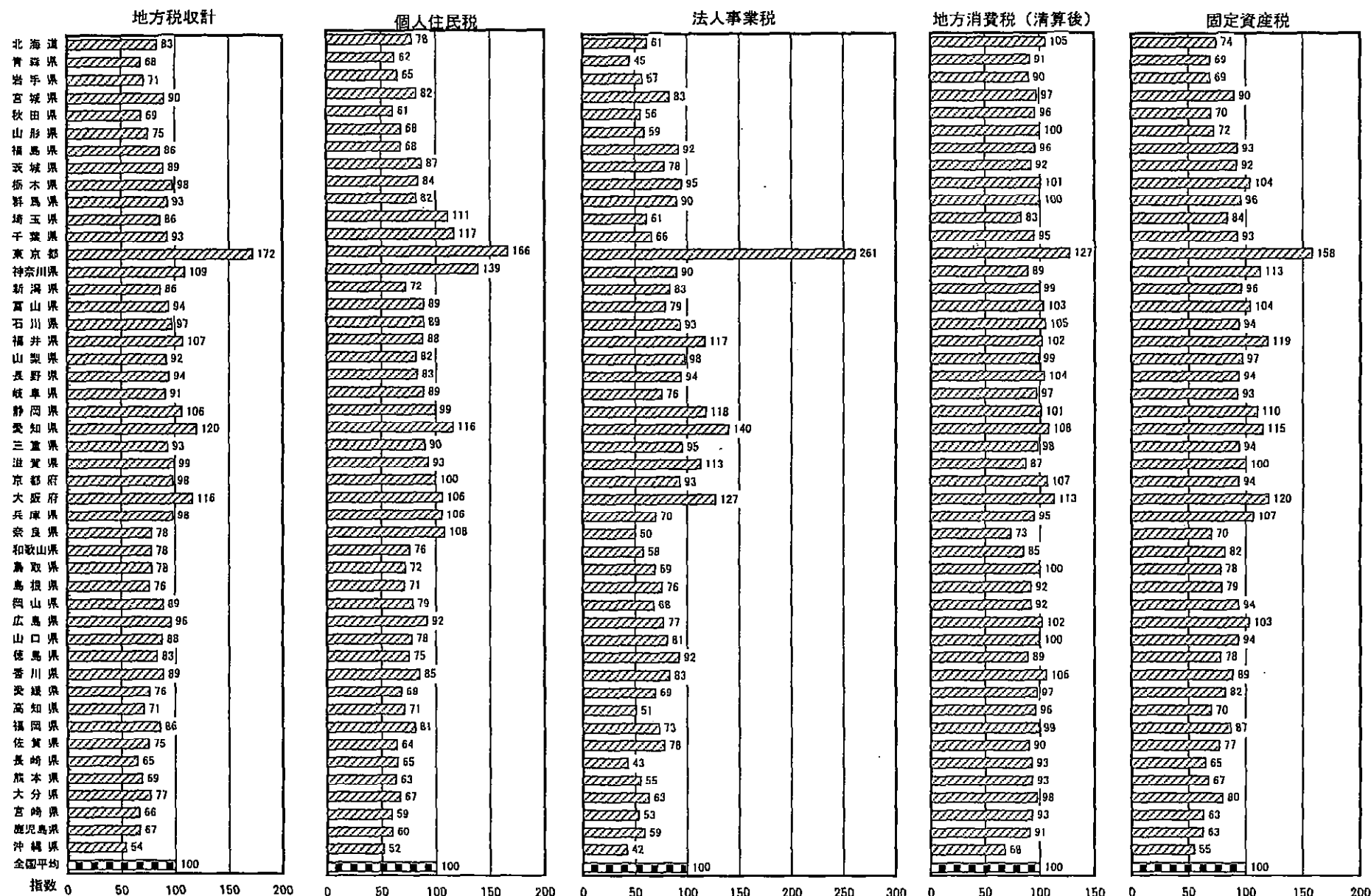
（平成12年度決算額）

（単位：億円）

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
355,464 (36.4%)	233,106 (23.9%)	144,543 (14.8%)	111,161 (11.4%)	131,890 (13.5%)
地方歳出 97兆6,164億円				

（注）国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税収計、個人住民税、法人事業税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成12年度)



【平成12年度決算額】

35.5兆円

8.4兆円

3.9兆円

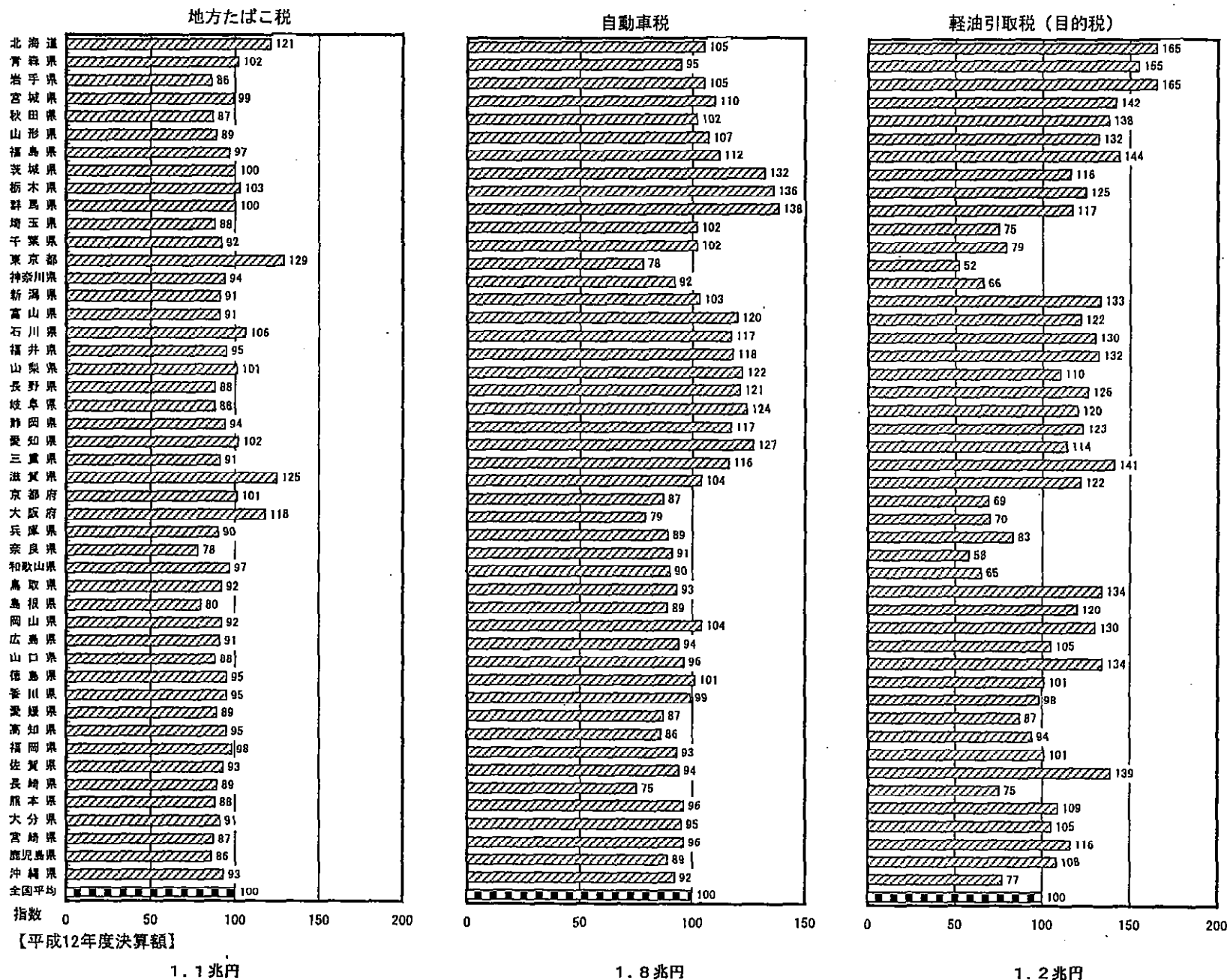
2.5兆円

9.1兆円

(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。

(注2) 固定資産税の税収額には、道府県分を含む。

地方たばこ税、自動車税及び軽油引取税（目的税）の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成12年度)

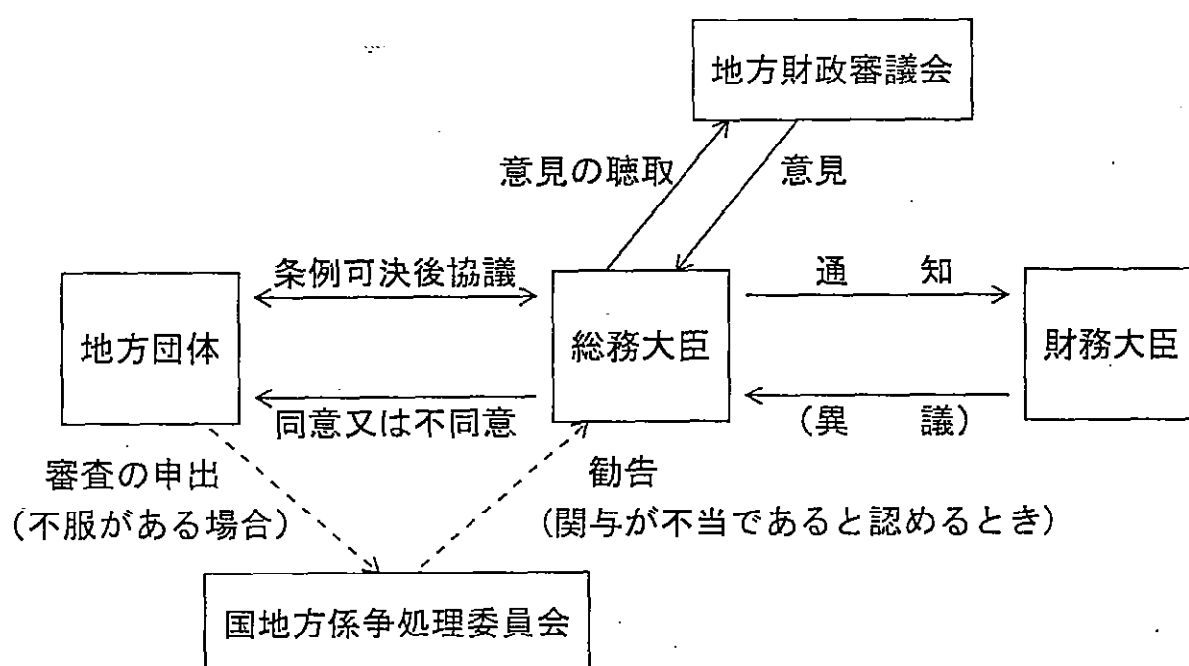


地方分権一括法による課税自主権の尊重

法定外税の同意要件（法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。



12年度法定外税収 238億円

<主な協議の状況>

				税収見込額 (億円)
・ <u>河口湖町、勝山村、足和田村（遊漁税）</u> …	平成13年3月30日	同意		0.5
・ <u>神奈川県（臨時特例企業税）</u> …	平成13年6月22日	同意		40.0
・ <u>横浜市（勝馬投票券発売税）</u> …	再協議中	平成13年8月7日	再開	
・ <u>三重県（産業廃棄物税）</u> …	平成13年9月28日	同意		4.1
・ <u>太宰府市（歴史と文化の環境税）</u> …	協議中	平成14年3月25日	開始	
・ <u>多治見市（一般廃棄物埋立税）</u> …	平成14年3月29日	同意		0.5
・ <u>東京都（宿泊税）</u> …	平成14年3月29日	同意		15.0

(注) 1. 下線の税目は、法定外目的税である。

2. 税収見込額は、同意時における平年度ベースである。

法定外税の状況（平成14年4月1日現在）

ア 法定外普通税

（平成12年度決算額）

〔都道府県〕

石油価格調整税	沖縄県	9億円
核燃料税	北海道、宮城県、福島県、新潟県、 石川県、福井県、静岡県、島根県、 愛媛県、佐賀県、鹿児島県	161億円
核燃料物質等取扱税	青森県	52億円
核燃料等取扱税	茨城県	11億円
計	14団体	233億円

〔市町村〕

砂利採取税等	山北町（神奈川県）、中井町（神奈川県）、 城陽市（京都府）	1億円※1
別荘等所有税	熱海市（静岡県）	4億円
計	4団体	5億円

〔合計〕 18団体 238億円

※1 千葉県君津市、富津市の山砂利採取税（～H11年度）それぞれ3百万円、2百万円を含む。

※2 上記の他に、神奈川県の特例企業税が、平成13年8月1日から施行されている。

イ 法定外目的税

〔都道府県〕

産業廃棄物税	三重県	（平成14年4月1日施行）
宿泊税	東京都	（平成14年10月1日施行予定）
計	2団体	

〔市町村〕

遊漁税	河口湖町、勝山村、足和田村（山梨県）	（平成13年7月1日施行）
一般廃棄物埋立税	多治見市（岐阜県）	（平成14年4月1日施行）
計	4団体	

〔合計〕 6団体

わが国税制の現状と課題（抄）
－21世紀に向けた国民の参加と選択－

平成12年7月14日 政府税制調査会

4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(3) 地方税財源の充実確保についての基本的な考え方

① 地方財政における自主性の向上

(中 略)

現在、国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約63%であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約41%であり、地方の歳出規模と地方税収入には乖離があります。基本的に、この乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要があります。

地方公共団体は、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があり、安定的な財政基盤を確立するためには、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系が必要です。

(中 略)

② 地方税の充実確保と行財政改革の推進

地方税の充実確保を図る場合には、地方公共団体が自立的な行財政運営を行えるよう、国と地方の役割分担を踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税の見直しを図るとともに、国と地方の税源配分のあり方について検討することが必要です。

このように、自主財源である地方税を充実し、国からの移転財源への依存度をできるだけ少なくすることに加えて、課税自主権を活用することにより、地方公共団体の財政面における自立度が高まり、福祉・教育、社会資本整備など様々な行政サービスによる受益と負担の対応関係のより一層の明確化が図られ、国・地方を通ずる行政改革や財政構造改革の推進にもつながるものと考えます。

(中 略)

③ 国・地方を通ずる行財政制度のあり方の検討

(中 略)

いずれにせよ、地方税財源の充実確保については、国の財政・税制と深く関わるものであり、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要となります。しかし、現在のような危機的な財政状況の下では、国と地方の税源配分のあり方について見直しを行うことは現実的ではないことから、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として、取り組むのが適当であると考えます。当調査会としては、関係方面との連携を図りつつ、地方税の充実確保の方策について、具体的な検討を進めていくこととします。

今後の経済財政運営及び経済社会の 構造改革に関する基本方針

平成13年6月21日答申

平成13年6月26日閣議決定

第4章 個性ある地方の競争－自立した国・地方関係の確立

5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

(3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

また、法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状況等も勘案して導入を図る。

改革工程表（抜粋）

（平成13年9月26日 経済財政諮問会議決定）

分野名	改革の理念（考え方）
自立した国・地方関係の確立	「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすために、「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へと転換し、「自助と自律の精神」のもとで自立した国・地方関係を確立する。

	具体的政策の内容	関係府省
Ⅲ 10月以降に措置（Ⅱを除く）	○ 地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、 <u>税源の偏在性が少なく、</u> <u>税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの</u> <u>観点から、地方税の充実確保を図ることが重要で</u> <u>ある。その一環として、地方分権改革推進会議に</u> <u>おける事務事業のあり方及び税財源配分のあり方</u> <u>に関する調査審議を踏まえながら、国と地方の役</u> <u>割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の</u> <u>整理合理化や地方交付税のあり方の見直しととも</u> <u>に、税源移譲を含め国と地方の税源配分について</u> <u>根本から見直しそのあり方を検討する。その際、</u> <u>国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与</u> <u>える影響等を踏まえる。</u>	地方分権改革推進会議 総務省 財務省 税制調査会
(1) 14年3月までに措置	○ 法人事業税の外形標準課税について、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえるとともに、景気の状態等も勘案しつつ、平成14年度税制改正に向け、各方面の意見を聞きながら、課税の仕組み等について検討。	総務省 財務省 税制調査会

平成 14 年度の税制改正に関する答申（抜粋）

平成 13 年 12 月 政府税制調査会

一 検討に当たっての視点

2. 最近の経済・財政状況等

(2) 地方財政の状況と地方税

地方財政は、借入金残高が累増し、個々の団体においても公債費をはじめとする義務的経費が増加するなど、極めて厳しい状況が続いている。地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充することを基本とし、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、事業規模の抑制に努め財政の健全化を進めることが求められている。

地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するために、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、国と地方の役割分担を踏まえ、国庫補助負担金の整理・合理化や地方交付税のあり方の見直しと併せて、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討すべきである。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響を考慮に入れる必要がある。

構造改革と経済財政の中期展望(抜粋)

(平成14年1月25日 閣議決定)

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(3) 政府の在り方

(国と地方の役割分担)

地方分権を推進し、自立した国・地方関係を確立するという観点から、地方分権改革推進会議における調査審議を踏まえ、国と地方との役割分担の見直しに取り組む。

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税の在り方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しその在り方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

(6) 地方行財政制度の改革

(国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方)

地方税については、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立する観点から、その充実確保を図ることが重要である。このため、国・地方の財政健全化の取組みを進めつつ、先に「(国と地方の役割分担)」で述べた考え方にしたがって、地方の自立のために今後必要となる税財源を具体的にどのように確保していくのか引き続き検討する。また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

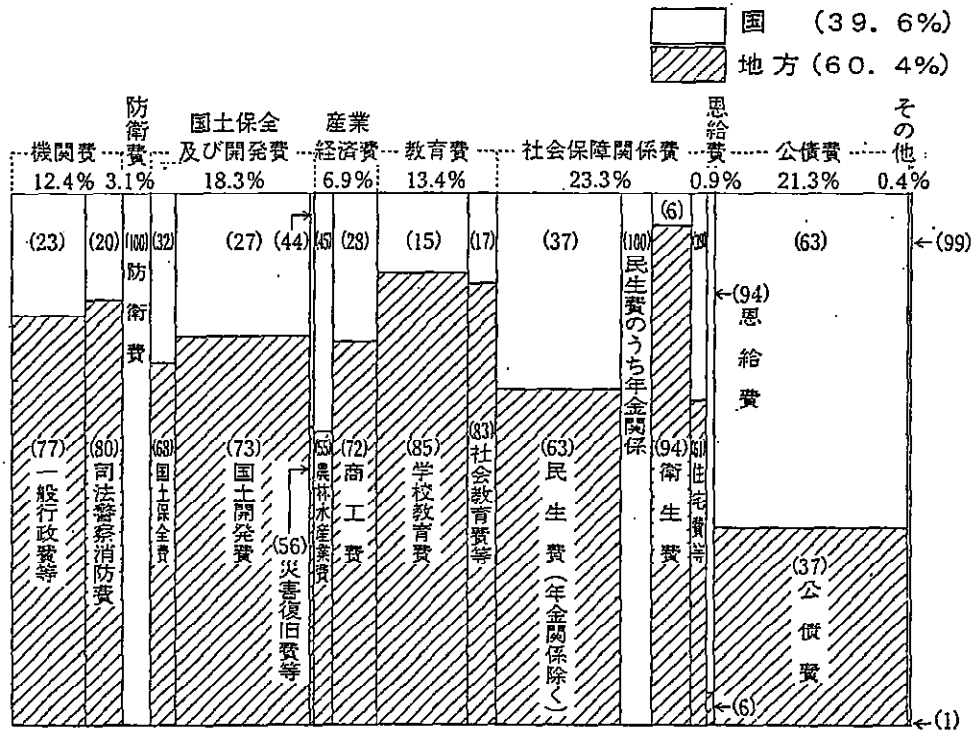
法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成12年度）

＜ 歳出決算・最終支出ベース ＞



(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合を示す。

(国：一般会計＋特定の特別会計、地方：普通会計)

(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合

国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		○高速自動車道(指定区間) ○国道(河川) ○一級河川	○大学 ○私学助成(大学)	○社会保険等免許可免許 ○医療品許可免許 ○医薬品許可免許	○防衛文資 ○外交通貨
地方	都道府県	○国道(その他の府県)(指定区間) ○二級河川 ○港湾区域、調整区域 ○住宅地 ○市街地	○高等学校・特殊教育学 ○小・中学校教員の給与 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察訓練 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等(都市施設) ○市道 ○市町村河川 ○市準用河川 ○市港灣 ○市下道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○下水道 ○保健所(特定の市)	○戸籍基本台帳 ○住民基本台帳 ○消防

地方財政計画の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、閣議決定しているもの。
- 国庫補助関連事業（約26.7兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成14年度）87兆5,666億円

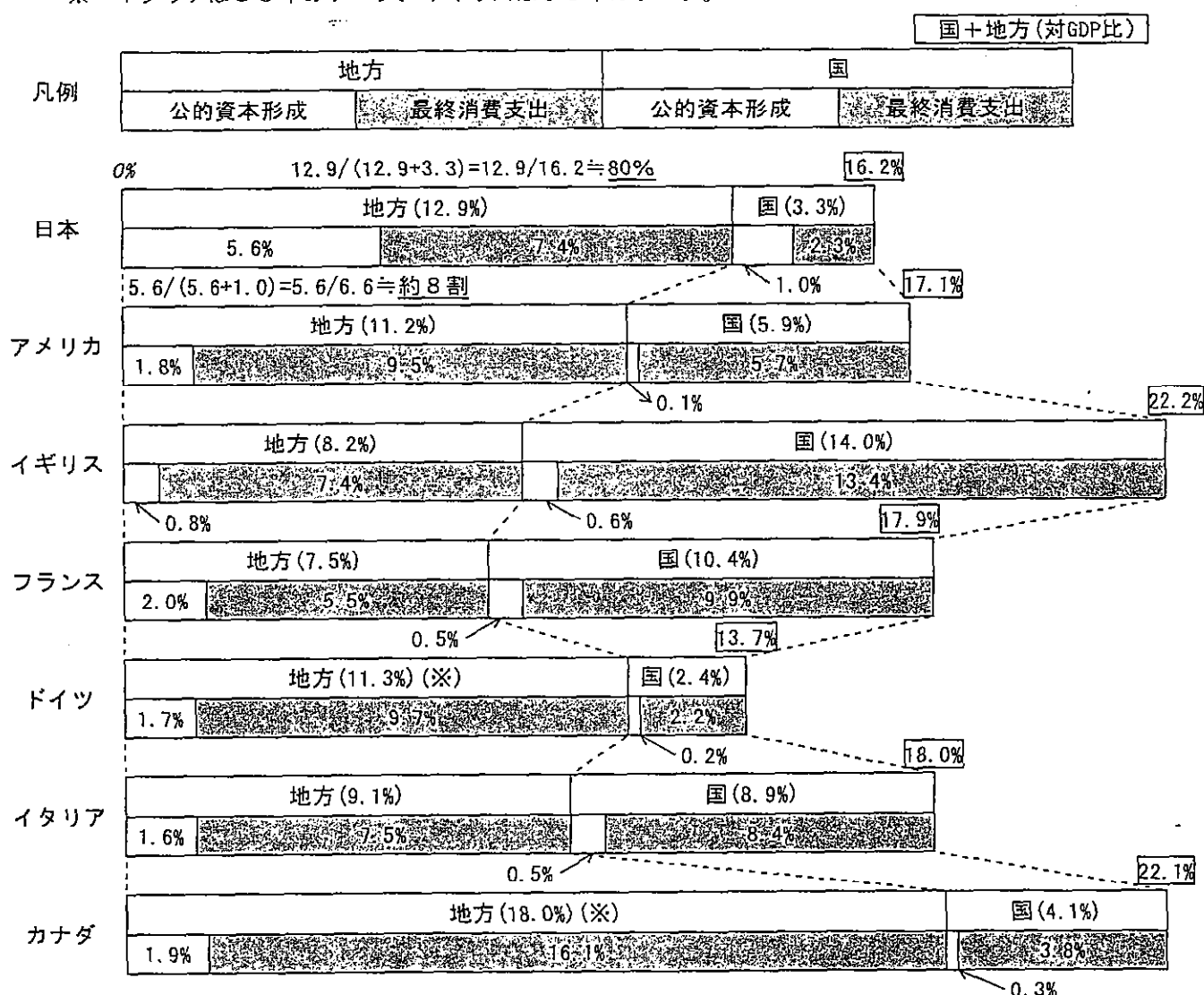
給与関係 経費 236,998	補助 68,689	国費 30,868	}	(単位：億円) 小中学校教職員等	
		地方費 37,821			
	地方単独 168,309	60,782 ←	}	警察官 24,562 消防職員 13,167 高校教職員 23,053	
		戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、 ごみ処理、給食センター等 107,527			
一般行政 経費 208,068	補助 95,846	国費 44,956	}	生活保護、老人ホーム等の老人保護、 ホームヘルパー等の在宅福祉、 老人医療（一部公費負担）、 保育所等の児童保護 など	
		地方費 50,890			
	地方単独 112,222	国の公営、事業団への出資金等 5,506	}	ごみ処理、農業・商工業等貸付金、 保健所、義務教育諸学校運営費、 私学助成 など	
		社会福祉系統 経費 42,185 その他			
投資的 経費 245,985	直轄・補助 (公共事業等) 88,485	直轄事業負担金 11,389	}	地方道路整備臨時交付金事業 清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 教育 など (注) その他には、いわゆる国庫補助事業の繰り越し単独 や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関連 する事業も含まれている。	
		国費 40,468			
	地方単独 157,500	地方費 36,628	}		
		13,548 ← 各種五計 関連事業費 その他			
公債費 134,314		利子補給金 3	}	下水道、病院等	
		地方費 134,311			
公営企業繰出金 32,177		企業債の元利償還に係るもの 22,033	}		
		上記以外 10,144			
その他		18,124			

地方財政のウェートの国際比較

- OECD の統計によれば、国民経済計算上我が国の地方財政のGDPに対するウェートは12.9%であるが、社会保障基金を除く一般政府支出の80%を占めるなど地方財政がカナダやドイツといった連邦制の国に匹敵する重要な地位を占めている。
- また、日本は国民経済に占める公的資本形成のウェートは6.6%（国1.0%+地方5.6%）と高いが、地方団体はその約8割に相当する5.6%を執行しており、地方財政は地域における社会資本の整備に極めて大きな役割を果たしている。

一般政府支出（社会保障基金を除く。）の対GDP比の国際比較（1997）

※ イタリアは95年のデータ、イギリスは96年のデータ。



(参考)

- 1 「NATIONAL ACCOUNTS DETAILED TABLES 1960/1997 VOLUME II」(OECD)に基づき作成。
- 2 (※)は、「Local Government」と「State or Provincial Government」の計である。
- 3 公的資本形成とは、「Gross Fixed capital formation」と「Purchase of land, net」の計である。
- 4 端数処理のため、数値が一致しないことがある。

地方財政の現状

I 大幅な財源不足と高い公債依存度・・・通常収支の不足 10兆6,650億円

恒久的な減税の実施に伴う減収額 3兆4,510億円

- 平成14年度の地方財政は、引き続き通常収支において10兆6,650億円に上る大幅な財源不足が見込まれるほか、恒久的な減税の実施による減収額も3兆4,510億円あり、その不足を補てんするため臨時財政対策債を発行する等地方債の増発を行うこととなったところであり、その結果、地方債依存度は14.4%（交付税特別会計借入金を加えた実質的な公債依存度は16.5%）となっている。

財源不足額	平成14年度当初	通常収支	10.7兆円、恒久的な減税分	3.5兆円
	平成13年度当初	通常収支	10.6兆円、恒久的な減税分	3.4兆円
	平成12年度当初	通常収支	9.9兆円、恒久的な減税分	3.5兆円
	平成11年度当初	通常収支	10.4兆円、恒久的な減税分	2.7兆円
	平成10年度当初	通常収支	4.6兆円、減税分	0.8兆円
	平成9年度当初	通常収支	4.7兆円、地方消費税未平年度化分	1.2兆円

II 多額の借入金残高・・・平成14年度末で19.5兆円

- 地方税収等の落ち込みや減税による減収を補てんするとともに、累次の景気対策のために地方債を増発したこと等により近年借入金が急増し、地方財政は平成14年度末で19.5兆円の多額の借入金（対GDP比39.2%）を抱える見込みとなっている。

III 個別団体の財政事情の硬直化・・・各指標が1.0年前に比べ、上昇

- 地方団体の近年の財政事情をみると、財政構造の弾力性を判断する各指標がいずれも悪化してきており、硬直化が懸念される状況にある。

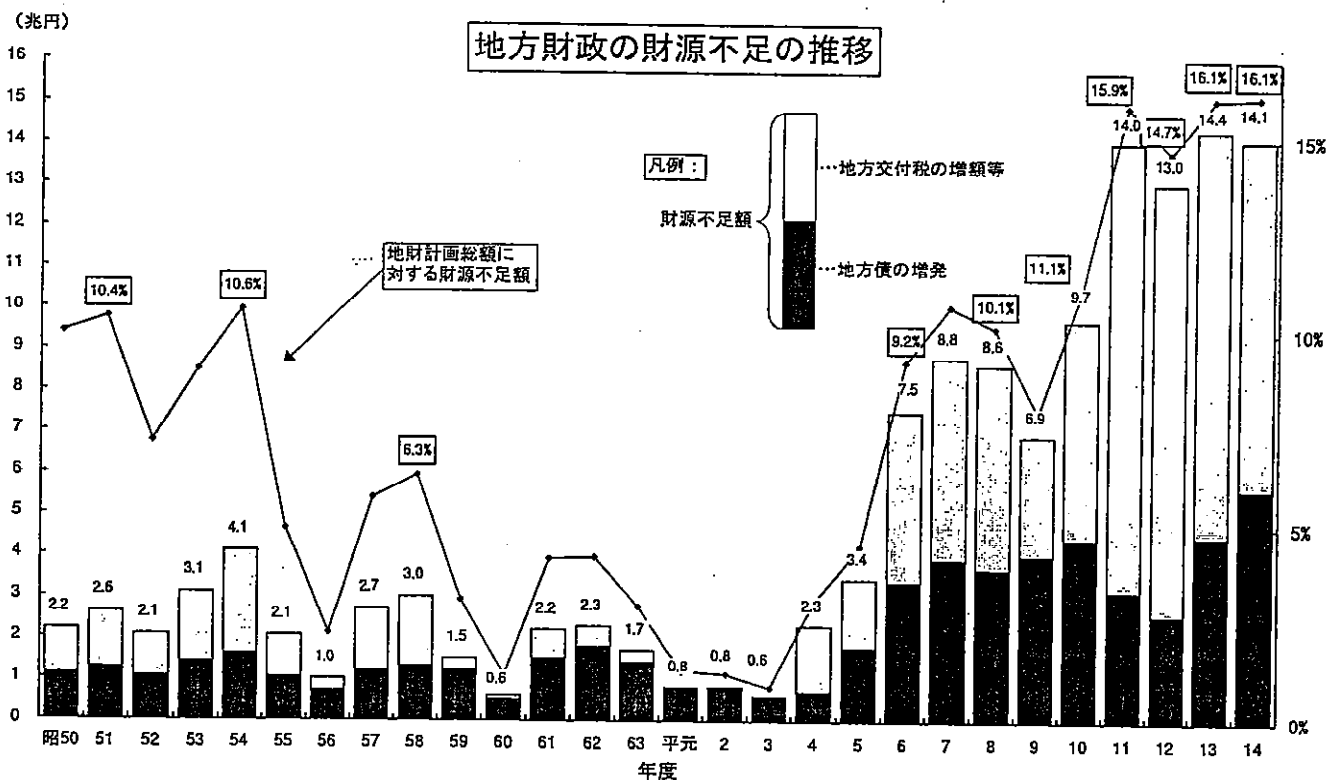
(全地方団体合計)	平成3年度	平成12年度
・経常収支比率	71.3%	→ 86.4% (+15.1)
・公債費負担比率	10.8%	→ 17.7% (+ 6.9)
・起債制限比率	9.0%	→ 11.3% (+ 2.3)

IV 今後も増大する財政需要

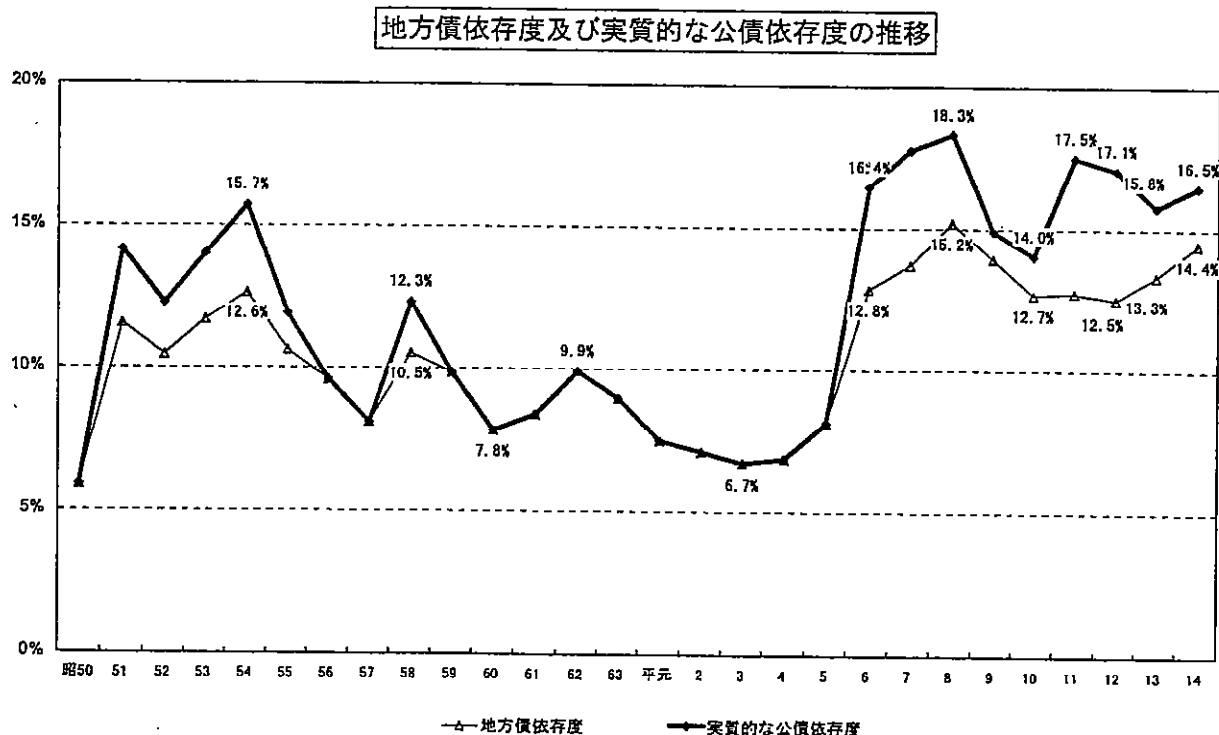
- 今後も、過去に発行した地方債の元利償還金が増加していくことが見込まれる一方で、地方分権の推進に当たって、地方団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う（地方分権推進計画）こととされている。
- 少子・高齢化に向けた地域福祉対策の充実、生活関連社会資本の整備等の重要政策課題に対し、地方団体が担うべき役割はますます高まるものと見込まれ、徹底した行財政改革を推進する中であっても、そうした財政需要に的確に対応していく必要がある。

地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成 6 年度以降急激に拡大しており、平成 14 年度には 14.1 兆円の財源不足となり、地方財政計画の 16.1%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成 6 年度以降急激に上昇しており、平成 14 年度には 16.5%となっている。

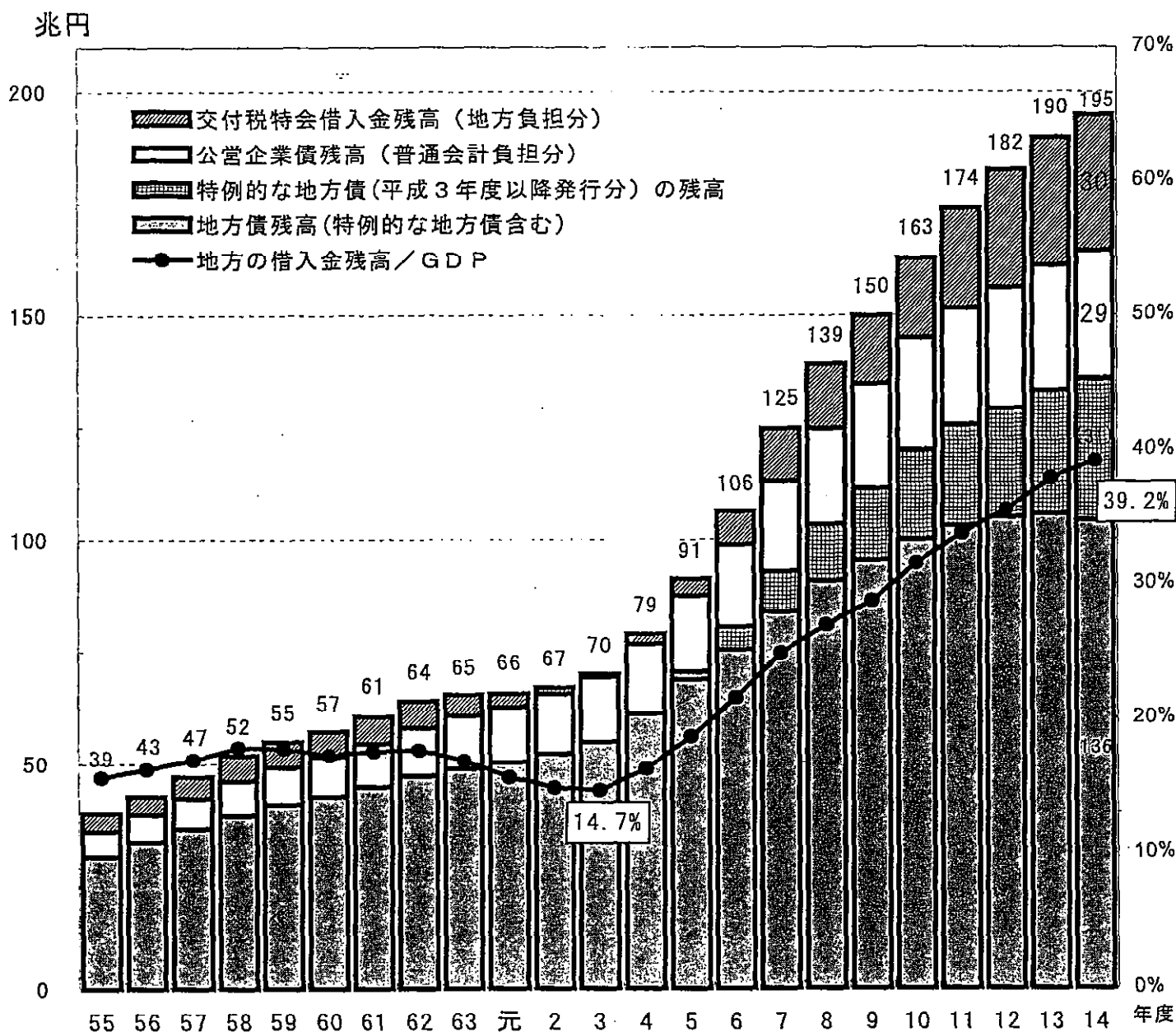


- (注) 1 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である（平成 14 年度は当初）。
 2 平成 14 年度の数値は平成 14 年度地方財政対策数値であり、精査の結果異動することがある。



地方財政の借入金残高の状況

- 地方財政の借入金残高は、平成 14 年度末で 195 兆円と見込まれている。近年地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 3 年度から 2.8 倍、125 兆円の増となっている。
- この借入金の増のうち、減税補てん債、財源対策債、減収補てん債、臨時財政対策債、交付税特別会計借入金という特例的な借入金は 61 兆円と 5 割弱(49%)を占めている。
- 特例的な借入金のうち赤字地方債である減税補てん債、臨時財政対策債と実質的な全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金の合計は 42 兆円となっている。



平成14年度地方財政計画における歳出の見直し

1 総額の抑制

	歳出全体規模	公債費等除きの一般歳出
国の予算	<u>▲1.7%</u>	<u>▲2.3%</u>
地財計画	<u>▲1.9%</u> (初のマイナス)	<u>▲3.3%</u> (3年連続しての対前年度マイナス)

(注) 一般歳出の対前年度比▲3.3%はこれまでに最大の減少率

2 職員数の削減

警察官・消防職員以外は基本的に削減

	削減	増員	全体
職員増減	▲19,997	+7,688 (警察官等)	<u>▲12,309</u> (過去2番目の削減数)

<参考> 平10年度▲12,927人

3 一般行政経費（単独）の削減

既定経費の徹底した見直し、いわゆる重点7分野への重点的配分

▲0.3% (昭34以来の対前年度比マイナス)

4 投資的経費（単独）の削減

国の公共投資関係費と同一の基調により、事業規模を減額

ハコもの投資の抑制と基盤整備への重点化

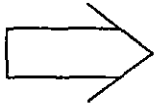
▲10.0% (これまでに最大の対前年度比減少率)

事業費補正の見直しについて

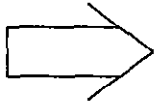
1 公共事業

平成14年度の地方負担分から、財源対策債等に係る事業費補正の算入率を引き下げ、標準事業費方式（人口等の測定単位に応じた算入措置）に振替え。

（原則） 交付税算入率を現行の2分の1程度に引き下げ（河川改修、海岸、農道、ほ場整備等）

算入率
概ね60～70%  30%程度

（例外） 港湾、ダム等、標準事業費方式では的確に算定できないものについては、交付税算入率を現行の3分の2程度に引き下げ

算入率
概ね60～70%  45%程度

2 地方単独事業

平成14年度から、事業費補正方式の対象事業を限定、算入率も引き下げ。

（1）地域総合整備事業債を廃止

（2）喫緊の政策課題である重点7分野等に対象事業を限定（箱物整備は原則対象外）

段階補正の見直しについて

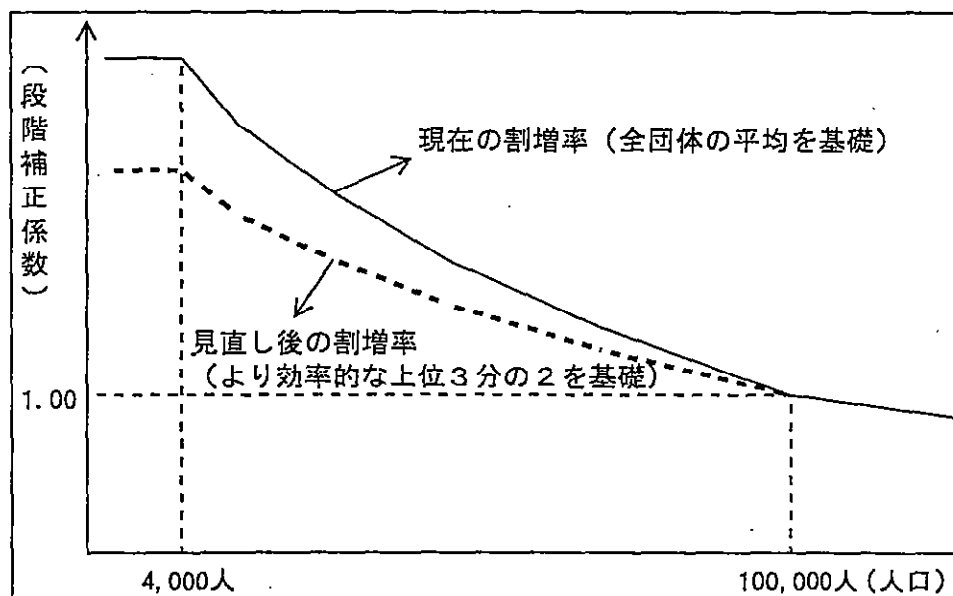
1 見直しの趣旨

市町村分の段階補正について、小規模団体にあっても、職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方団体もあり、そのような実態を反映した見直しを行う。

2 見直しの手法

- (1) 全団体の平均を基礎として割増率を算出する手法を改め、より効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出。
- (2) 各団体への影響を勘案し、平成14年度から3年間で引き下げ。

3 見直しのイメージ図



4 見直し対象費目 (市町村分)

消防費、その他の土木費、その他の教育費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、農業行政費、商工行政費、企画振興費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、その他の諸費

地方公務員数の状況

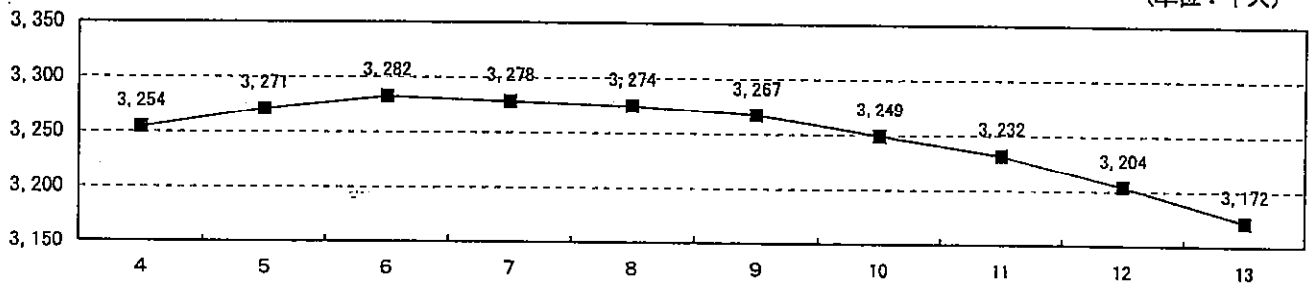
地方公務員の総数は、平成13年4月1日現在で317万1,532人と、平成7年から7年連続して減少し、対前年減少数は3万2,765人と過去最大。

(職員総数の内訳)

都道府県	164万8,467人	(52.0%)
市区町村組合	152万3,065人	(48.0%)

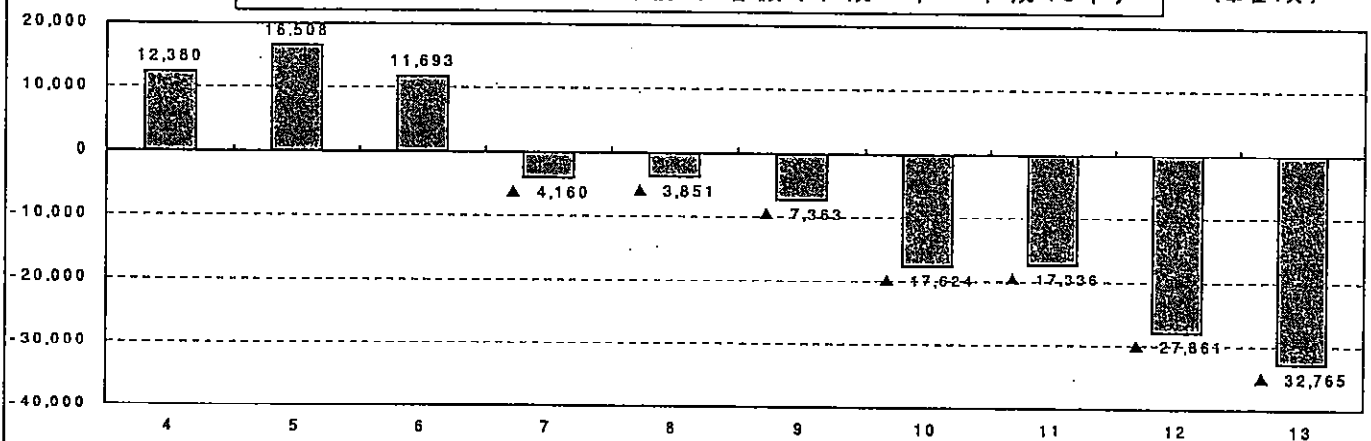
地方公共団体総職員数の推移(平成4年～平成13年)

(単位:千人)

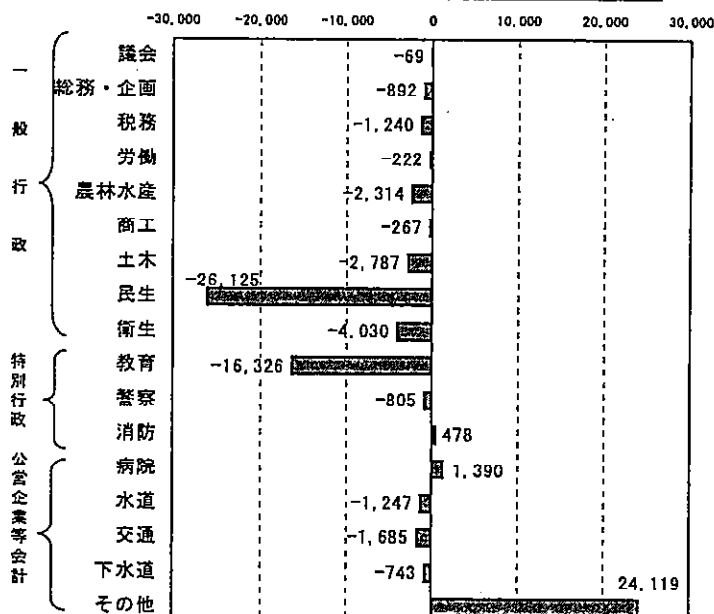


地方公共団体職員数の対前年増減(平成4年～平成13年)

(単位:人)

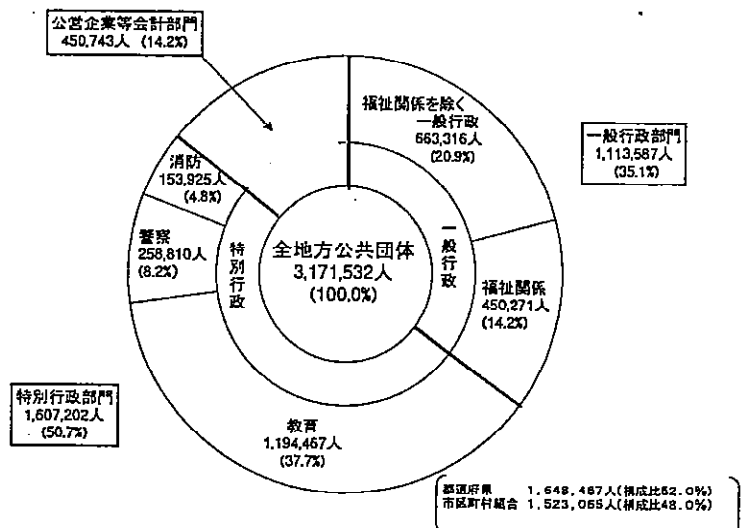


行政分野別地方公務員の増減数
(平成13年4月1日～平成12年4月1日)



注:調査区分の変更により、介護サービス事業に従事する職員23,147人が一般行政部門から公営企業等会計部門に移動。

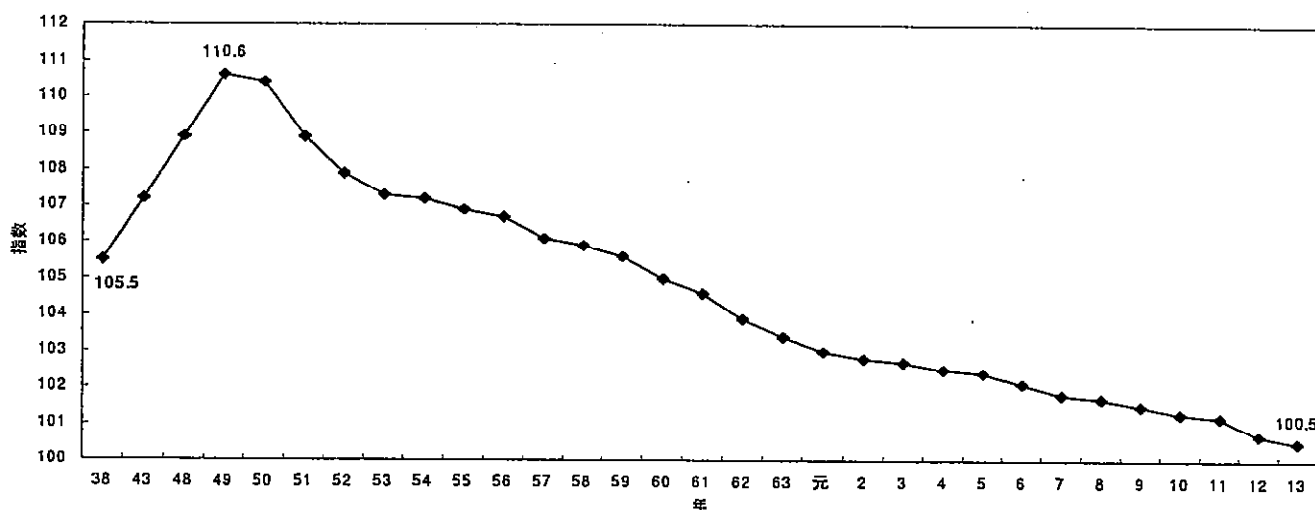
部門別職員数(平成13年4月1日現在)



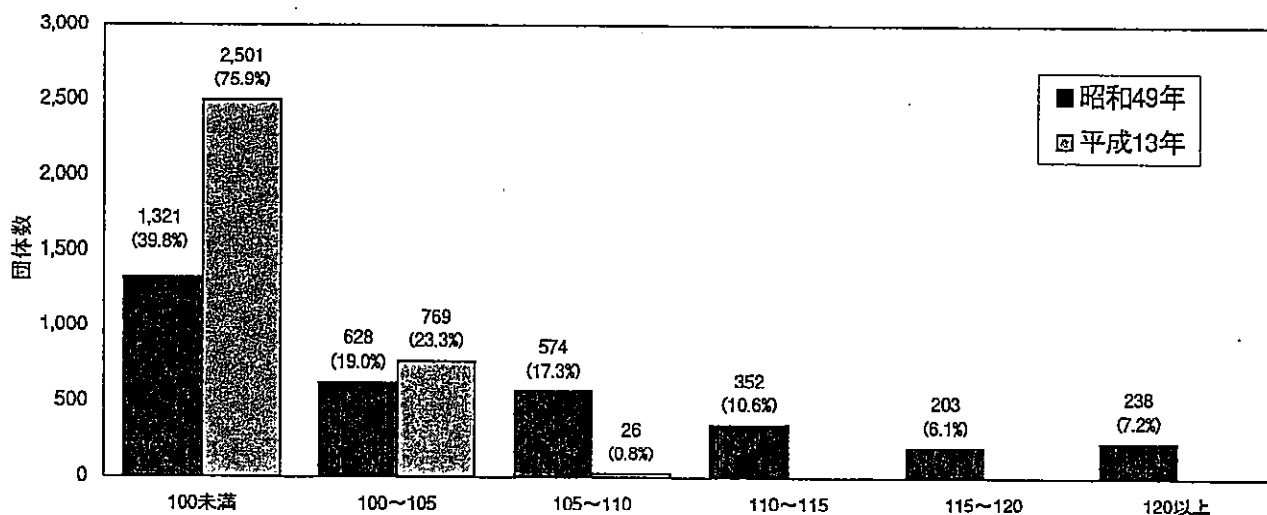
地方公務員の給与水準

- ラスパイレス指数で見ると、地方公務員の給与水準は、昭和 50 年以降 27 年間一貫して低下しつづけており、全地方公共団体平均（職員数による加重平均）で 100.5 となっている。
- ラスパイレス指数の分布状況は、逐年低い階層に移行している。ラスパイレス指数 110 以上の団体は、平成 6 年以降皆無となっており、昭和 49 年当時（793 団体）と比べ、着実に適正化が進んでいる。また、ラスパイレス指数 100 未満の団体は、平成 13 年には、全団体の 3/4 に相当する 2,501 団体（全団体の 75.9%）となっている。

ラスパイレス指数（全地方公共団体の推移）



ラスパイレス指数の分布状況の推移



市 町 村 合 併

市町村合併の推進により、行政の効率化、適正な資源配分、団体間格差の縮小等を実現

①行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）

目標数1,000という与党方針を踏まえて、自主的合併を積極的に推進。

②都道府県による合併パターンの作成

平成11年8月（旧）自治省から都道府県知事に対し、市町村の合併パターンを含む「要綱」の作成を要請（「指針」）。

→平成13年3月までに全都道府県で「要綱」を作成済み

③市町村合併支援体制

中央省庁：市町村合併支援本部（平成13年3月設置）

都道府県：市町村合併支援本部、合併重点支援地域指定

（平成13年3月新「指針」により総務省から各都道府県に要請）

民間：合併国民協議会（平成13年3月設置）

④市町村合併支援プラン

市町村が合併により新しいまちづくりを行う際の地方行財政上の支援策の拡充、関係7省の連携による支援策(58事業)を策定

<最近の合併市町村>

・新潟市・黒埼町（新潟県）	⇒	平成13年1月1日
・田無市・保谷市（東京都）	⇒	平成13年1月21日（西東京市）
・牛堀町・潮来町（茨城県）	⇒	平成13年4月1日（潮来市, 3市村合併）
・浦和市・大宮市・与野市（埼玉県）	⇒	平成13年5月1日（さいたま市）
・大船渡市・三陸町（岩手県）	⇒	平成13年11月15日（大船渡市）
・津田町・大川町・志度町・寒川町、 長尾町（香川県）	⇒	平成14年4月1日（さぬき市）
・仲里村、具志川村（沖縄県）	⇒	平成14年4月1日（久米島町）

<合併協議会等の設置状況（平成14年4月1日現在）>

..... 65（250市町村）